



- 車の場合**
- 金沢(金沢東IC)から 約30分 北陸・東海北陸自動車道 →
 - 東京(練馬IC)から 約6時間(上越・富山経由) 関越・上信越・北陸・東海北陸自動車道 →
 - 東京(高井戸IC)から 約6時間(高山経由) 中央・長野・国道158号・東海北陸自動車道 →
 - 名古屋(名古屋IC)から 約2時間30分 名神・東海北陸自動車道 →
 - 大阪(吹田IC)から 約3時間30分(一宮経由) 名神・東海北陸自動車道 →
 - 大阪(吹田IC)から 約4時間40分(福井・金沢経由) 名神・北陸・東海北陸自動車道 →
- 鉄道の場合**
- 金沢から 約1時間45分 IRいしかわ鉄道・あいの風とやま鉄道 → 高岡駅 → 城端駅
 - 東京から 約4時間 北陸新幹線(はくたか) → 新高岡駅 → 城端駅
 - 大阪から 約4時間30分 北陸本線(特急) → 金沢駅 → 高岡駅 → 城端駅
 - 名古屋から 約4時間30分 東海道・北陸本線(特急) → 金沢駅 → 高岡駅 → 城端駅
- バスの場合**
- 金沢駅から 約50分(JR福光駅) / 約65分(井波交通広場) [加越能バス]
 - 名古屋駅から 約2時間30分(城端サービスエリア) [加越能高速バス/きとときライナー(イルカ交通)]

申込方法

4 ご出発当日
ツアー出発場所に
お集まりください。

電話でのお申込みの場合、下記いずれかの方法で
ツアー代金をお支払いください。

① 下記振込先へのお振込み。(手数料はお客様負担)

お振込み先 富山銀行城端支店
シヤ) ナントシカンコウキョウカイ
普通 3004752

② 当協会より送付する「払込用紙」を使い
「ゆうちょ銀行」へお支払い。(「通常払込」のみ手数料無料)

ウェブサイトにて、「クレジットカード決済」
「コンビニ支払」「銀行振込」のいずれか
お選び頂きツアー代金をお支払ください。

ツアー代金の入金をもって、旅行契約の成立と致します。
入金確認後、旅行日程等をお送りさせていただきます。

3 支払う

電話でのお申込みのお客様

南砺市観光協会
TEL0763-62-1201

ウェブサイトからお申込みのお客様

VISIT 富山県
http://visit-town.com/toyama

2 申し込む
ツアーにて申込方法が異なる
ますのでご確認ください。

1 参加ツアーを選ぶ
パンフレットから参加したい
ツアーをお選びください。

共通のご案内

- 各回定員に達し次第、募集を締め切ります。
- 「添乗員同行」の記載がないコースに、添乗員は同行しません。
- バスは2名様以上のご参加でも隣合わせの席にならない場合や前後の席になる場合がございます。
- バス乗車中は、シートベルトを着用してください。尚、車内は禁煙とさせていただきます。
- 特に明記のない場合、大人は12歳以上・小人は6歳以上12歳未満です。
- 料理写真は時季により内容、使用する器が異なる場合があります。
- 掲載写真はすべてイメージになります。
- 行程時間は当日の天候や交通状況により多少前後する場合があります。
- いずれも旅行代金には「サービス料・消費税等諸税」が含まれています。

お申し込みのご案内

■お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

- 1. 募集型企画旅行契約**
この旅行は一般社団法人南砺市観光協会(以下「当協会」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。
- 2. 旅行のお申込み及び契約の成立**
(1) お電話、ファクシミリなど通信手段のご予約の場合、当協会が予約を受諾した翌日から起算して3日以内に申込金のお支払いをいただきます。お申込金は、旅行代金・取消料の一部に充当します。お申込金をお支払頂いた時点で契約成立となります。
(2) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、その他特別な配慮を必要とされるお客様は、その旨お申し出下さい。当協会が可能な限りこれに応じますが、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
●お申込金
- | | | | | | |
|------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 旅行代金 | 1万円未満 | 1万円以上
3万円未満 | 3万円以上
6万円未満 | 6万円以上
10万円未満 | 10万円以上 |
| お申込金 | 3,000円~
旅行代金まで | 6,000円~
旅行代金まで | 10,000円~
旅行代金まで | 20,000円~
旅行代金まで | 旅行代金の20%~
旅行代金 |
- 3. 確定書面(最終日程表)の交付**
当契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日7日以内の申込みの場合は旅行当日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡し致します。
- 4. ご旅行代金について**
(1) 各コースの旅行代金は、特に記載のある場合を除き大人一名様の代金です。
(2) 子供代金は国内旅行では原則として小学校在学のお子様にご利用しますが、利用運送機関が就学前のお子様にも別途料金設定している場合など、別途送料金をご負担いただく事があります。
(3) 旅行代金は原則としてご出発の21日前までにお支払いください。
- 5. 旅行内容・旅行代金の変更**
(1) 当協会は天災地変・運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当協会が関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。
(2) 運送・宿泊機関の利用人数によって旅行代金が変わるコースにおいて、お客様の都合で利用人数が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。
- 6. お客様による契約の解除**
(1) お客様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。
(2) 次に掲げる場合は取消料を頂きます。
① 旅行契約の内容に11項に列示するよう重要な変更が行われた場合②5項(1)に基づいて旅行代金が増額設定されたとき③当協会がお客様に対し3項の期日までに確定書面を交付しなかったとき④当協会の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

取消料・違約金					
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって					
21日目にあたる日 以前の解除 (日帰り旅行に あたっては11日目)	20日目にあたる日 以降の解除 (日帰り旅行に あたっては10日目)	7日目にあたる日 以降の解除	旅行開始日の 前日の解除	当日の解除	旅行開始後の 解除又は 無連絡不参加
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

7. 当協会による旅行契約の解除

当協会は次に列示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。①旅行代金を期日までに支払いただけないとき②予め列示した申込条件の不適合が判明したとき③お客様の病気、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に附えられないと認めるとき④お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に責務を求めるとき、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき⑤最少催行人員に達しなかったとき⑥旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき

8. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、空港諸税、施設使用料、運送機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

9. 当協会の責任について

- (1) 当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対し通知があった場合に限りです。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供中止、官公庁の命令その他協会の関与し得ない事由により損害を被られた場合は上記の責任を負いません。
(2) 手荷物について生じた損害については損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して申し出があった場合に限り賠償致します。ただし損害額の如何にかかわらず賠償限度額は15万円まで(ただし、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます)と致します。
(3) お客様が次に列示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止③官公署の命令又は伝染病による隔離④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞留時間の短縮

10. 旅行中の損害の補償について

当協会がお客様が当協会募集型企画旅行にご参加中、急激かつ外来の事故で生命、身体、手荷目に被られた一定の損害について、所定の補償金および通院見舞金、入院見舞金をお支払いします。

11. 旅行保証について

- (1) 当協会は契約内容に据る重要な変更が行われたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし変更保証金の額は、1募集型企画旅行について料金の15%を限度とし、お客様一人について変更補償金の額が1000円未満の場合支払いません。①旅行開始日または旅行終了日の変更②入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的の変更③運送機関の等級又は設備のより低い物への変更④運送機関の種類又は会社の変更⑤宿泊機関の種類又は客室の変更⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更
(2) 前記に拘らず、変更の理由が5項(1)に掲げた不可抗力の場合、当協会は変更補償金を支払いません。

12. 最小催行人員

各コースに明記します。最少催行人員に満たない場合は、旅行の変更及び中止をさせていただきます。その場合は日帰りコースは4日前、宿泊コースは14日前までにご連絡申し上げます。

13. 添乗員等

- (1) 特に明示するものを除き、添乗員は同行いたしません。
(2) バス利用の場合、ガイドは乗車いたしません。係員が同行いたします。

14. 個人情報取り扱いについて

- (1) 当協会はお客様の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当協会は①アンケート及び当協会の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスのご提供⑤統計資料の作成などにお客様の個人情報をご利用させていただくことがあります。
(2) 当協会及び当協会の各営業所(部署)はそれぞれの営業内容、お客様のお申し込みの簡便化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、お客様の個人情報をご利用させていただきます。尚、当協会の個人情報保護法への対応については、当協会から情報漏洩が生じないよう最善を尽くします。

15. その他

- (1) ツアーの催行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますのでご了承ください。

16. 旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当協会の旅行業務取扱責任者にお尋ねください。

※この旅行条件は、2018年4月1日を基準としています。又、旅行代金は2018年4月1日現在の有効な運賃・規程を基準としています。

旅行企画・実施

富山県知事登録旅行業 地域-1号 一般社団法人 全国旅行業協会 (ANTA) 正会員



一般社団法人 南砺市観光協会 なん旅

募集型企画旅行 南砺市、小矢部市、砺波市、富山市、金沢市、白山市、白川村、飛騨市
実施可能区域

TEL0763-62-1201 FAX0763-62-1202

T939-1852 富山県南砺市是安206-22 営業時間/8:30~17:30 休業日/年末年始
(JR城端駅内) 総合旅行業務取扱管理者/中尾雅子

HP http://www.tabi-nanto.jp/ くわはく 旅々なんと 検索